

平 成 2 8 年 度

水 道 事 業 会 計 予 算 書

生 駒 市

目 次

平成 2 8 年度 生駒市水道事業会計予算	1
平成 2 8 年度 生駒市水道事業会計予算に関する説明書	
平成 2 8 年度 生駒市水道事業会計予算実施計画	5
平成 2 8 年度 生駒市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	1 0
平成 2 8 年度 給与費明細書	1 1
平成 2 7 年度 生駒市水道事業予定損益計算書	1 6
平成 2 7 年度・平成 2 8 年度 生駒市水道事業予定貸借対照表	1 7
平成 2 8 年度 継続費に関する調書	1 8
会計書類に関する注記	1 9

平成28年度

生駒市水道事業会計予算

議案第11号

平成28年度 生駒市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度生駒市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 50,000戸 |
| (2) 年間総配水量 | 12,159,000m ³ |
| (3) 一日平均配水量 | 33,312m ³ |
| (4) 一日最大配水量 | 38,290m ³ |
| (5) 主要な建設改良事業 | |

ア 新設改良事業

真弓浄水場電気設備等改良工事

新小瀬中継所建設工事

老朽水道管更新事業

水道施設耐震診断業務

配水場電気設備更新事業

イ 固定資産購入

水道メーター購入

車両運搬具購入

器具備品等購入

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位 千円)

第 1 款 事業収益	3, 0 1 1, 2 0 0
第1項 営業収益	2, 4 8 3, 8 6 4
第2項 営業外収益	5 2 7, 1 3 6
第3項 特別利益	2 0 0

支 出

(単位 千円)

第 1 款 事業費用	2, 7 7 0, 3 4 8
第1項 営業費用	2, 7 0 0, 6 8 5
第2項 営業外費用	2 7, 6 6 3
第3項 特別損失	2, 0 0 0
第4項 予備費	4 0, 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 816, 266千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 58, 701千円及び過年度分損益勘定留保資金 757, 565千円で補填するものとする。)。

収 入

(単位 千円)

第 1 款 資本的収入	1 4 2, 5 4 5
第1項 寄附金	3 0, 0 1 0
第2項 納付金	7 8, 0 0 0
第3項 負担金	5, 9 5 9
第4項 分担金	2 8, 5 7 6

支 出

(単位 千円)

第 1 款 資本的支出	9 5 8, 8 1 1
第1項 建設改良費	9 1 6, 9 1 8
第2項 企業債償還金	2 0, 8 9 3
第3項 還付金	1, 0 0 0
第4項 予備費	2 0, 0 0 0

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 358, 554千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、20, 000千円と定める。

平成28年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史